

平成30年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 3 議案第 2号 氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止する条例の制定

について

- 日程第17 議案第16号 氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 氷川町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第33号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第34号 氷川町企業立地促進条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第23 議案第20号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第21号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第22号 平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第23号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第24号 平成30年度氷川町一般会計予算について
- 日程第28 議案第25号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成30年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 第2次氷川町総合振興計画の策定について
- 日程第33 議案第30号 八代生活環境事務組合理約を変更する規約について
- 日程第34 議案第31号 氷川町及び八代市中学校組合理約を変更する規約について
- 日程第35 議案第32号 氷川町道路線認定について
- 日程第36 同意第1号 氷川町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第1 同意第2号 副町長の選任について
- 追加日程第2 同意第3号 教育長の任命について

- 追加日程第3 同意第4号 監査委員の選任について
 追加日程第4 発議第1号 氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議
 日程第37 議員派遣の件
 日程第38 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 日程第39 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 上田健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 陳野信次
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民環境課長 野田俊明	健康福祉課長 増永光幸
農業振興課長 前田昭雄	農地整備課長 尾村幸俊
建設下水道課長 前崎誠	総務振興課長 稲田和也
商工観光課長 平山早苗	会計管理者 橋本智明
学校教育課長 岩本博美	生涯学習課長 山本昭義
農業委員会事務局長 星田達也	代表監査委員 本田孝志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第1、会期の決定を議題とします。

3月7日の議事進行で手違いがありましたので、再度本定例会の会期を3月7日から本日15日までの9日間とすることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 全員起立です。したがって、会期は3月7日から本日15日までの9日に決定しました。

-----○-----

日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議長（上田健一君） 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、清田一敏君。

○総務文教常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告を行います。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例7件、予算2件、その他2件であります。

当委員会は、3月12日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第2号、氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから、議案第31号、氷川町及び八代市中学校組合規約を変更する規約についてまでのすべての付託案件を採決の結果、全員賛成及び賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、質疑について報告します。

議案第3号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、氷川町のラスパイレス指数はという質問に対して、平成29年4月1日は、94.9%、平成28年は95.3%で、0.4ポイント下がっていると答えました。

議案第4号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、三役の期末手当を氷川町が上げる理由は何か。また、報酬等審議会はあったのかという質問に対して、一般職の改正に伴い、0.1月分の期末手当を上げる。また2月20日に審議会が開催され、その答申に基づいての引き上げであると答えました。

議案第13号、氷川町公園条例の一部を改正する条例について、業者に管理を委託するのかという質問に対して、地元の新村地区で管理組合をつくり管理したいとの申し出があり、年間を通した芝の管理を委託したいと答えました。また、管理のチェックはどうするのかという質問に対して、作業報告書で確認すると答えました。

議案第14号、氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、見込み数は何人か、PR方法はどうかという質問に対して、新規の大学生で4名、高校生1名を見込んでいます。PRについては、広報誌と氷川町ホームページで行いたいと答えました。滞納はないかという質問に対して、13名が返済中で、遅れた場合は催促していると答えました。

議案第17号、氷川町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について、基金の目標額と運用計画はという質問に対して、1回限りの交付金で、平成29年度のリフォーム事業の災害復旧分に充当した残金5,404万6,355円を積み立て、国の補助や県の交付金のメニューにない分に利用すると答えました。

議案第24号、平成30年度氷川町一般会計予算について、まず、歳入において町税の収納見込みは何パーセントかという質問に対して、調定額は97%を見込んでいますと答えました。また、地方交付税の5,000万円の減額は算定替えによるものかという質問に対して、はい、そうです。33年以降は合併前に比べて、2億7,000万減となると答えました。また、個人税は減り、法人税は増えているがとの質問に対し、法人税は調定額に合わせて増額計上したと答えました。

歳出においては、総務費の財産管理費で役場駐車場整備の委託料及び工事費は何かとの質問に対し、役場庁舎の増築で駐車場が狭くなるため、再整備により駐車台数を確保するもの、役場西側の多目的駐車場は、災害時の避難や周辺公共施設の駐車場不足を改善するための工事ですと答えました。また、大雨や浸水の対策はあるかとの質問に対し、大雨や津波等はデータに基づき計画したと答えました。

次に、総務管理費、振興局費の報酬で、地域おこし協力隊は何名かとの質問に対し、移住定住促進及び特産品開発販路拡大で、それぞれ1名ずつ2名の雇用を予定していると答えました。

次に、企画費、委託料で、ふるさと納税事業支援業務委託料とは何かとの質問に対し、インターネットの専用サイト料金に係る委託で、年間1,000万の寄附を目標とし、返礼品の代金及び送料として寄附額の4割程度を含めた費用と答えまし

た。

次に、八火図書館費、使用料及び賃借料で新図書システムとは何かの質問に対し、平成27年度の開館にあわせて、新しいシステムを導入した分で5年のリース料と答えました。

次に、常備消防費、負担金補助及び交付金で、八代広域行政事務組合への負担金が減った理由は何かとの質問に対し、平成29年度から建設費や施設整備費が減となったと答えました。

次に、消防施設費、備品購入費の防災行政無線戸別受信機分は何かとの質問に対し、現在使用中の無線機の予備として購入すると答えました。

次に、災害対策費、工事請負費の防災行政無線デジタル化更新整備の内容はどの質問では、主に屋外施設で50台程度を予定していると答えました。

次に、教育振興費、扶助費の就学援助費の内容は、どの質問に対し、町内在学の中学生28名、宇土中在学1名、計29名で、支払いが早くできるよう要綱の見直しを検討中と答えました。

次に、社会教育総務費の委託料の文化財管理委託料と文化財調査委託料についての質問では、文化財管理委託料は野津古墳群等の草刈り費用、文化財調査委託料は大野窟古墳分で震災後の復旧を専門の業者に調査・委託するものと答えました。

町債等基金については、一覧表の提出を依頼しました。

質疑、意見については以上でした。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますよう、お願いを申し上げます、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（上田健一君） 次に、産業建設厚生常任委員長、片山裕治君。

○産業建設厚生常任委員長（片山裕治君） 皆さんおはようございます。

産業建設厚生常任委員会審査報告、当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例12件、予算10件、その他3件であります。

当委員会は、3月9日、役場2階大会議室で、関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

議案第6号、氷川町児童助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第34号、氷川町企業立地促進条例の制定についてまでのすべての付託案件を採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、質疑について報告します。

議案第9号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について、いくら上がる

のかの質問に対し、基準額で月額、現行5,500円が7,000円となり、1,500円上がるとの答えでした。

議案第12号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、葬祭費の支給額3万円から2万円への改正の理由についての質問に対し、熊本県運営方針により、県内統一の支給額2万円としたとの答えでした。

議案第33号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、保険税は1人当たりいくらになるのか、いくら上がるのかの質問に対し、1人当たり、9万6,235円になる見込みです。平成28年度保険料で、熊本地震減免分を含めた9万2,065円と比較すると、4,170円上がる見込みとの答えでした。

議案第34号、氷川町企業立地促進条例の制定について、第11条に「事業の休止又は廃止したときは、補助金の全部または一部を返還」となっているが、会社が倒産したときに、会社は補助金返還ができないが、どう考えているのかの質問に対し、条例適用の指定の際に事前に調査など十分に行い慎重に取り扱っていきますとの答えでした。委員より、規則の中で基準等をしっかり規定し、11条の適用がないようお願いしたい。県との協定締結を条件にすることも検討してもらいたいとの意見がありました。

また、限度額の5,000万円は先進事例を参考にしているのかの質問に対し、県内同じような制度がある自治体を参考にしましたとの答えでした。

議案第24号、平成30年度氷川町一般会計予算について、

まず、歳出について、民生費、委託料の地域支え合いセンターの業務内容は何かの質問に対し、アウトリーチ・積極的な訪問による被災者の再建支援に関する関係機関とのつなぎ役で、県からの情報提供や相談の支援を行っているとの答えでした。

次に、民生費、負担金補助金及び交付金の熊本地震復興補助金である転居費用助成事業、民間賃貸住宅入居支援の違いは何かの質問に対し、転居助成事業は、引っ越しにかかる費用に一律10万円、民間賃貸住宅支援は民間賃貸住宅に入居する際の敷金等にかかる費用に一律20万円支給するとの答えでした。

次に、民生費、病児・病後児保育施設整備事業費補助金の質問に対し、八代北部地域医療センターにおいて、平成31年4月開所を目標とする建設補助金との答えでした。

次に、衛生費、合併浄化槽設置整備補助金は、何件ぐらいの補助金申請を見込んでいるのかの質問に対し、5人槽33万2,000円の補助が3基分、7人槽41万4,000円の補助が5基分、現在10人槽の方は見込んでいませんとの答えでした。

次に、衛生費、住宅用新エネルギー等導入促進事業補助金の質問に対し、平成2

4年から導入に際し、太陽光発電が2万5,000円掛ける4キロワットで10万円、太陽熱・自然循環型が2万5,000円、太陽熱強制循環型が5万円、ヒートポンプに10万円の補助を支給しています。昨年度の実績で4件の申請のありましたとの答えでした。

また、申請者が少ないのでPR不足ではないのかの質問に対し、本年度までは町内業者を利用した設置としていました。4月から町外業者の利用も可能になりますので、かなりの申請が見込まれますとの答えでした。

次に、仮設住宅については、町単独住宅とされているが、家賃は決定しているのかの質問に対し、仮設住宅は、鹿島仮設住宅14戸、野津仮設住宅14戸、島地仮設住宅11戸の合計39戸で、6坪タイプ、9坪タイプ、12坪タイプがあります。家賃につきましては、他自治体で仮設住宅を単独住宅として利用されておりますので、事例等を調査し、タイプ別に家賃設定する必要がありますので、今後、町長協議を行い決定しますとの答えでした。

次に、道路新設改良費、電柱移設補償金は、どのようなものであるのかの質問に対し、補償補填及び賠償金239万2,000円は、電柱移設補償金で旧国道2号線、宮原小学校前、笹尾迫線の道路事業で工事に支障となる電柱などの移設補償費で九州電力等の事業者への移設補償として支払うものですとの答えでした。

次に、農林水産業費、農業委員会費、委託料の国有農地草刈等管理委託料は、どこのことかの質問に対し、鹿島区にある「かぜの杜」より西側にあるため池との答えでした。現在利用されているのか、払い下げはできないのかの質問に対し、南鹿野地区の農業用水として利用していたが、現在は利用されておられず、以前、近隣家屋を含め払い下げの話があったが、現在は頓挫しているとの答えでした。管理の委託先と回数の質問に対し、シルバー人材センターで年2回の草刈りの委託との答えでした。

また、負担金補助金及び交付金の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の内容の質問に対し、解消を希望する方が出てきた場合、放棄地の場所と状態によって、補助内容が変わります。県補助の場合が10アール当たり2万円で、荒廃農地等利活用促進交付金が国補助と同様に5万円。立木や梨棚などの撤去が必要な場合で2分の1の補助があるとの答えでした。

次に、歳入について、農林水産業手数料、農業振興地域手数料での農用地区域証明は、どのようなときに必要となるのかの質問に対し、農地転用の際、添付書類として必要になるとの答えでした。

次に、県支出金、農林水産業費県補助金、農地利用最適化交付金は委員報酬に上乘せするのか、どれぐらいになるのかの質問に対し、活動実績については一定の活

動があれば、月額6,000円は見込めるので、最低でも現在の報酬に年額7万2,000円が上乘せされる。成果実績については、農地集積と耕作放棄地解消割合になるが、あまり見込めないとの答えでした。

次に、農業振興費、負担金補助金及び交付金で、いぐさ・昼表生産体制強化対策事業負担金の内容と、いぐさハーベスタの負担割合についての質問に対し、平成30年度導入する、いぐさハーベスタ4台分の町負担分で、平成29年度については、いぐさハーベスタ1台税別690万円で、国が250万円、県が146万6,000円、町が146万6,000円で、残りが生産者となりますとの答えでした。

次に、林業振興費、負担金補助及び交付金の鳥獣駆除助成金の内容の質問に対し、鹿、イノシシ、鳥類の駆除の助成です。鹿1頭当たり1万2,000円、財源は、国が7,000円、県1,000円、町4,000円。イノシシ1頭当たり7,000円、財源は国7,000円。鳥類1羽当たり500円、財源は国200円、町300円で計上していますが、国の金額は1頭、1羽当たりの上限となっていますので、満額補助とは限りませんとの答えでした。

次に、水産業振興費、負担金補助及び交付金、水産環境整備と事業負担金の内容の質問に対し、県営事業でアサリの生息に適するように、干潟に砂を入れて整備する計画です。事業費は3,000万円で、町の負担が300万円との答えでした。

次に、商工費、商工会補助金の内容についての質問に対し、商工会運営費645万円、ネット通販販路拡大事業60万円、特産品販路拡大事業50万円、若手後継者育成特別推進事業70万円、プレミアム付商品券販売事業350万円の補助内容との答えでした。

議案第30号、八代生活環境事務組規約を変更する規約について、委員より、クリーンセンターの今後の管理運営において、八代市との協議により、相応の負担割合の譲歩を引き出したことには、よく頑張ったと思う。当然賛同せざるを得ないとの意見が出ました。

質疑、意見については以上でした。各議員におかれましては、当委員会のご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（上田健一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第2号 氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第3、議案第2号、氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決しました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第4、議案第3号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第4号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第5、議案第4号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 特別職、町長等の期末手当の支給率の引き上げの条例改正がありますが、私は反対の立場で討論いたします。

議案審議の中で、特別職の報酬等の引き上げ時には、特別職報酬等審議会で議論され、答申がされましたかという質問をいたしました。委員長の報告にもありましたが、審議会は開かれませんでした。その中で、熊本地震からの再建・復興の中、報酬の引き上げは時期尚早と答申を受けたという報告でした。

今回、期末手当の引き上げですが、私は時期もよくないというふうに思っています。職員の給与引き上げに賛成をいたしました。これも報告がありましたが、本町の一般行政職の給与については、ラスパイレス指数を見ますと、隣の八代市は98.1、宇城市は100というふうになっています。全県の平均も98.1であります。氷川町の場合は、ありましたように94%だったと思います。

私は、この間ずっと職員は低い水準に抑えられてきているというふうに思っています。これらをまず先に考えるべきではないでしょうか。また今回、今議会に国保税の引き上げ、介護保険料の引き上げが提案されています。私は、住民の理解はなかなか得られないと判断をいたします。それらを考えれば、今回の条例改正はすべきでないと考え、もうしばらく辛抱してもいいのではないのでしょうか。

以上の立場から反対といたします。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 私は、賛成のほうで討論を述べさせていただきます。

今、吉川議員からもありましたように、復興関係については、非常に町長も、即、動かれて、順調に今は復興に進んでいるわけですが、現実問題として、我が町は小さな町であります。県庁なり、中央省庁なりのつなぎ役というのは非常に重要な形で私は考えております。そういう意味では、町長のあるいは三役の動きがもっともっと中央省庁に働きかける行動があってもいいというふうに思います。そういう意味では、この議案は一応賛成し、町長の報酬を上げていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（上田健一君） 日程第6、議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 本議案は、議会議員の期末手当の支給率の引き上げであります。

私は反対の立場で討論いたします。主な理由は、議案第4号で述べたとおりであります。熊本地震からの再建・復興の中、私はやはり時期尚早というふうに考えます。

また、今議会開催時に会期について、私は異議をとなえました。その時、氷川町議会基本条例の話も出ました。改めて議会基本条例を読み見直してみました。本当に良いことが書いてありました。氷川町議会基本条例の中に、議員の報酬について第16条に規定されています。議員の報酬改正にあたっては、他市町村の動向、町の財政状況を考慮するとともに、私は、ここが大事だと思います。「町民の意見を広く聞くものとする」というふうになっていました。報酬ではなく期末手当だと言われるかもしれませんが、私は同じだというふうに思っています。

今議会、町民の皆さんの意見を聞くことが十分できませんでした。議会としても行われませんでした。今議会に先ほど言いました国保税、あるいは介護税の引き上げがされるわけですので、私は住民の意見をしっかり聞く機会、これを設ける必要があったというふうに思っています。議会議員に係る部分について、反対をし、そのほかの分については、提案どおりでいいというふうに思います。

以上で反対討論といたします。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 私は賛成のほうで討論させていただきます。

現実の問題として、職員さんたちは非常に頑張っておられます。そういう意味では、もう少し上げて働きやすい環境、そして、残業に関しても超過勤務等の問題も一応からんでくるんですが、残業等の勤務も管理しながら減らしていただくという形で、期末手当を増やし、そして効率良い作業を進めていただくようお願いして、

賛成討論といたします。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第6号 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第7、議案第6号、氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第7号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第8、議案第7号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第8号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第9、議案第8号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第9号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第10、議案第9号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） この条例改正で3年間の介護保険料が決まります。私は反対の立場で討論をいたします。

委員長の報告は全員賛成でした。報告の内容は現行5,500円が7,000円となり、1,500円上がるとの答えでした。という報告が一文ありました。

3月8日付けの熊日新聞に、「県庁所在地政令市調査、介護保険月6,000円超、65%給付費増を見込む」となっていました。この中で、月額7,000円を超えるのは大阪市と那覇市の2市でした。熊本市は4番目に高い6,760円、月額1,060円の引き上げというふうに書いてありました。氷川町の場合、基準額で比較すると、委員長の報告にあったとおり、月額7,000円、約1,500円の引き上げになります。私は、インターネットでいろいろ調べてみました。よくテレビにも

出てこられる淑徳大、結城康博教授だと思いますが、社会福祉学の先生であります
が、この先生は、こう言っています。「高齢者の可処分所得も下がっている。介護
保険料は年金から天引きされるので、月6,000円強という金額は、そろそろ限
界」この人の意見は、「保険料を4割、公費6割程度にするべきだ」と、こういう
ふうに新聞に大きく報道されていました。

氷川町の介護保険料、先ほど言いましたように月額7,000円、年8万4,000
円です。介護サービスを、これまでのように確保しようと思えば高くなると言われ
るかもしれません。また、町としては、どうしようもないと、このように言われ
るかもしれません。委員長の報告の中ではありませんでしたが、激変緩和措置など研
究すべきだと私は考えます。よって、本議案に反対といたします。

○議長（上田健一君） ほかに討論はありませんか。

片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 私は、賛成の立場で発言いたします。この条例の一部改正案、
保険料は高齢化が進み、介護サービスを利用する方の数、利用料の増加が見込まれ
る中で、現行の介護サービスを維持・提供するには必要な改正と考えます。よって、
本案につきましては賛成です。

○議長（上田健一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり
可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第10号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（上田健一君） 日程第11、議案第10号、氷川町指定地域密着型サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい
てを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第11号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第12、議案第11号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第12号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第13、議案第12号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第13号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第14、議案第13号、氷川町公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第14号 氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第15、議案第14号、氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第15号 氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第16、議案第15号、氷川町宅地開発事業特別会計条例

を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第16号 氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第17、議案第16号、氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第17号 氷川町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第18、議案第17号、氷川町平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第18号 氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第19、議案第18号、氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第33号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第20、議案第33号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 本議案に反対の立場で討論いたします。

委員長の報告は、全員賛成、平成28年度から4,170円上がる見込みということでありました。氷川町国民健康保険税条例の一部改正であります。本条例改正は、国保税の課税率等を変更するもので、基本的には、この条例改正で国保税が引き上げとなります。委員長の報告のとおりであります。

基礎課税額が54万円から58万円に引き上げられます。均等割も所得割も引き上がります。また、応能割、支払う能力があるというふうに言われている、この応能割、資産割を一方でなくします。これでは、すべての人が引き上げとなる仕組み

であります。高すぎて払えない人が増えることが予想されます。そうした中、3月13日付けの新聞に、「国保料滞納に制裁強化、財産差し押さえ33万6,000件」、こういう記事がありました。市町村独自の国保料引き下げを計画的に削減解消を求めるといった記事でありました。これまで町が行ってきた法定外繰入等をなくすように求めています。

そうしたことから、国保税は引き上げざるを得ないことになってきていると思います。私の一般質問でも取り上げましたが、国民健康保険財政の赤字は、加入者に高齢者や低所得者、無職の人が集まっている。そういう構造的な問題があります。保険者の規模を大きくして、赤字を解消しようということではありますが、大きくしても赤字の解消につながるわけではありません。これは、私の質問の中でも担当課長も答弁しましたが、熊本市も赤字であります。

地方分権の時代です。全国市町村の中には、国の方針に反して子どもの医療費無料化を推進してきました。本町も努力をしてきました。国は、こうした自治体にペナルティーを課していましたが、少子高齢化政策に反するのではないかと、地方からの強い声で、このペナルティーの一部を今回解除することになりました。

私は、町が一生懸命努力してきた、これまでの国保事業、今回法の改正で、それが私はまさに今後無駄になっていく、努力が報われなかったということになってしまうのではないかと危惧します。平成30年度の国保税の試算が出されました。私は、支払いは本当に大変だというふうに思います。よって、本議案に反対いたします。

○議長（上田健一君） ほかに討論はありませんか。

片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 私は、賛成の立場で発言いたします。

この条例の一部改正案は、急激な負担増を考慮した保険税率などと説明がありました。医療費の増加傾向が続く中、今後の国民健康保険制度が、安定して長期的に運営されるには必要な改正と思います。以上の理由から本案につきまして賛成です。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

ほかの町村自治体の上げ幅と比べて適正と判断し、また、委員長報告の賛成を重く受け止め、賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第34号 氷川町企業立地促進条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第21、議案第34号、氷川町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第19号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（上田健一君） 日程第22、議案第19号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上田健一君） 日程第 2 3、議案第 2 0 号、平成 2 9 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 0 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第 2 0 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 1 0 時 5 2 分

再開 午前 1 1 時 0 2 分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 2 1 号平成 2 9 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上田健一君） 日程第 2 4、議案第 2 1 号、平成 2 9 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第 2 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長(上田健一君) 日程第 2 5、議案第 2 2 号、平成 2 9 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田健一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(上田健一君) 起立全員です。したがって、議案第 2 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) について

○議長(上田健一君) 日程第 2 6、議案第 2 3 号、平成 2 9 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田健一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(上田健一君) 起立全員です。したがって、議案第 2 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度氷川町一般会計予算について

○議長(上田健一君) 日程第 2 7、議案第 2 4 号、平成 3 0 年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第25号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第28、議案第25号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第26号 平成30年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第29、議案第26号、平成30年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第 3 0、議案第 2 7 号、平成 3 0 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 7 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第 2 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第 3 1、議案第 2 8 号、平成 3 0 年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第 2 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 2 議案第 2 9 号 第 2 次氷川町総合振興計画の策定について

○議長（上田健一君） 日程第 3 2、議案第 2 9 号、第 2 次氷川町総合振興計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第30号 八代生活環境事務組合理約を変更する規約について

○議長（上田健一君） 日程第33、議案第30号、八代生活環境事務組合理約を変更する規約についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 反対討論がありませんけれど、賛成討論のほうで述べさせていただきますと思います。

この八代生活環境事務組合の規約変更ということでありまして。この規約変更は、いよいよ八代環境センターの建設に伴って、7月1日より八代環境センターが稼動すると思います。その中で、この環境事務組合の規約を変更することになることにおいて、旧郡の泉、東陽、千丁、鏡、この四つの構成団体が八代市と合併するにおいて、八代環境センターでごみの焼却をするという規約改正でございます。その中で、私は八代生活環境事務組合の議会議員として、組合理約の変更に関する同文議決や、クリーンセンターにおける塵芥処理費の今後の見通しなど、この数年、大変考察してきたわけでありまして。町側の対応として、これまでの間、八代市をはじめ、八代生活環境事務組合の関係者らと数時間に及ぶ三者協議をなされてこられました。平成29年度5月5日には、八代生活環境事務組合、クリーンセンター廃止後における氷川町のごみ処理に関して、事務委託にて、八代市環境センターで処理する方向で、八代市と共に環境省や熊本県を交えた八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会が設立されました。

また、平成30年2月16日には、八代市環境センターにて氷川町のごみ処理を目的とした八代市、氷川町循環社会形成推進地域計画や、ごみ処理の事務の委託に関わる規約の策定に関することを目的とした八代市長と氷川町長の連盟による確認書の締結が行われました。いずれも、単なる紳士協定かもしれませんが、国・県をはじめとする行政関係者の処分を考えれば、十分な価値、極端にいうと担保化というんですかね、十分な価値があるかと考えております。

そして、クリーンセンターの今後の管理運営に関して、八代市と協議により相応の負担割合を互いに譲り合い、合意されたことは顕著であるかと思っております。この協

議を担当された平副町長をはじめ、町民環境課長及び職員の皆様、これまでのご苦
勞に際して敬意を表したいと思ひます。

この同文議決は、議案が提出されるにあたり、町議会としては当然賛同しなけれ
ばならないと考えております。

よつて、すみませんが、反対討論はありませんでしたけど、賛成討論とさせてい
ただきたいと思ひます。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成
の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがつて、議案第30号は、委員長報告のと
おり可決されました。

-----○-----

日程第34 議案第31号 氷川町及び八代市中学校組合規約を変更する規約につ いて

○議長（上田健一君） 日程第34、議案第31号、氷川町及び八代市中学校組合規約
を変更する規約についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成
の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがつて、議案第31号は、委員長報告のと
おり可決されました。

-----○-----

日程第35 議案第32号 氷川町道路線認定について

○議長（上田健一君） 日程第35、議案第32号、氷川町道路線認定についてを議題
とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 同意第1号 氷川町農業委員会委員の任命について

○議長（上田健一君） 日程第36、同意第1号、氷川町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。同意第1号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今回、農業委員会委員については、これまでの公選制から選挙をやっていたのを町長が任命する、こういった制度に変わります。初めてのことで、いくつかお尋ねをしたいというふうに思います。

町長は、広く公募した中から委員を選任する手続きをとられたと思います。それで応募者状況がインターネットで公表されていましたが、最終報告で16名あり、その中から14名を農業委員として、今回提案されていると思いますが、基準をたぶん設けられたんじゃないかなと思いますので、どういった基準でされたのかを第1点。もし、それが報告できるのであれば、お聞かせください。

それから、市町村の任命制になるということで、この法案が国会で議論されたとき、一番懸念されたのが、今回、中立の委員を設けるということで、中立性が保てるのかということが、かなりインターネットを見れば載っています。それで、この中立の委員について、農水省は「例示的に弁護士、司法書士、行政書士、会社役員など」としていますが、本町の場合、この中立の委員についてどうされたのでしょうか。「中立の委員は最低1人以上入れる」というふうになっていました。

それから、もう1点、これも中立の委員について事例として紹介されていたんですが、こうなっています。「心配される事態は、市町村長の任命制のもとで、首長の親戚や縁戚、後援会関係者などが委員として選任されることがあることである。そのような人選が行われると、トラブルになりかねない」というふうにありました。そして、その後に「中立の委員が、会社役員などが農業委員になったあと、会社が農業生産法人に出資して利害関係を有した場合はどうなるのか」というのが議論さ

れて、当時の林義政農水大臣が、その委員に対して辞任を促すことになるかと答弁をしていますが、本町の場合どうなるかわかりませんが、そういった事態が発生した場合は、当然このような措置をとられるということで考えておられるのか、以上の点、お聞かせいただければと思います。

○議長（上田健一君） 農業委員会、星田達也君。

○農業委員会事務局長（星田達也君） 今、ご質問3点ございました。

まず、先ほどご質問がありましたとおり、16人の応募または推薦がっております。その中から14人を今回あげさせていただいているわけですが、これにつきましては、副町長を評価委員会の委員長としまして、4名で評価を行いまして、その評価結果をもとに町長が任命するというような流れになっております。基準につきましては、今回は、ちょっと回答のほうは差し控えさせていただきたいと考えております。

また、任命ということで、中立委員の中立性が保たれているかということでございますけれども、この中で中立委員につきましては、お一人いらっしゃいます。この方は、会社役員という立場にある方でございます。また、中立委員の方が、そういう農業に利害関係が生じた場合ということでございますけれども、これにつきましては、先々そういう利害関係が発生した場合には、農業委員会のほうでも協議をいたしまして、辞任を求めるというような措置につきましては、町長と協議をして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） わかりました。初めてのことで、一応どういう流れになるかというのは、しっかり確かめておきたいと思いました。

4名で評価委員会を開いて、そこで16名の人の評価をして、基準とかそういったのは示さないということで、それはそれで結構です。当然、それを出すことによって、いろいろ出てきたらいけないので、出せないならそれで結構です。

今言いました2番目に聞きました中立委員については、ここで出されている例示的にされている会社役員などとなっているので、そういう点でやったということですよ。弁護士とか司法書士の検討は、されたかどうかだけお聞かせください。出ておられないので、されなかったのかなと思いますけど。

○議長（上田健一君） 農業委員会、星田達也君。

○農業委員会事務局長（星田達也君） 今ご指摘がございました弁護士、行政書士、司法書士につきましてはでございますけれども、今回、応募が一切ございませんでした。こちらから直接当たるということはやっておりませんし、応募された中に会社役員

の方がいらっしやったということで、この方を中立委員ということで任命としてあげさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、11時30分まで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（上田健一君） ただいま、町長から同意第2号及び同意第3号並びに同意第4号が、清田一敏君から発議第1号が、それぞれ提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 同意第2号 副町長の選任について

追加日程第2 同意第3号 教育長の任命について

追加日程第3 同意第4号 監査委員の選任について

○議長（上田健一君） 追加日程第1、同意第2号、副町長の選任についてから同意第4号までを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第2号、副町長の選任につきましてについて、ご説明を申し上げます。

次の者を氷川町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本市八代郡氷川町宮原700番地6。

氏名 平 逸郎。

生年月日 昭和33年2月21日生まれでございます。

同氏は、平成26年4月より現職にあります。誠実に、その職務を遂行されているところでございます。私の補佐役として、適時適切なアドバイスをいただいております。円滑な行政運営に資するとともに、職員有志によります政策研究会を立ち上げ、町政課題に対する調査研究及び提言を行うなど、その成果は顕著なものでございます。

温厚誠実で高潔な人柄と、これまでの行政経験と高い識見により、今後も町政の発展に寄与していただけるものと確信しておりますので、副町長に再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

続きまして、同意第3号、教育長の任命について、ご説明申し上げます。

次の者を氷川町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本市八代郡氷川町新田167番地3。

氏名 太田篤洋。

生年月日 昭和26年5月1日生まれでございます。

同氏は、平成26年4月より現職にあります。誠実に、その職務に精励されているところでございます。この間、学校環境の整備はもとよりICT教育の導入など、学習環境の充実にも着実に成果を残しておられます。

温厚誠実で高潔な人柄、これまでの経験及び教育行政への識見と関心も高く、今後も教育行政の推進に期待ができますので、教育長に再任をいたしたく同意をお願いするものでございます。

同意第4号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

次の者を氷川町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本市八代郡氷川町早尾232番地1。

氏名 島田博行。

生年月日 昭和22年5月15日生まれでございます。

同氏は、昭和41年5月に旧郵政省に奉職以来44年間にわたり、郵便局に勤務をされ、誠実にその職務を遂行され、宮原郵便局長を最後に退職されました。

また、氷川中学校PTA会長を歴任、現在は早尾地区区長、早尾地区づくり委員長
長の職にあり、町政の運営にもご支援をいただいております。

平成28年3月から八代生活環境事務組合監査委員の職にあり、職務に精励をいただいているところでございます。

誠実で高潔な人格であり、これまでの職歴で培った経験と行政運営に関し、優れた識見を有しており、監査委員として適任と確信をいたしますので、選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。これから、同意第2号の質疑を行います。
ここで副町長の除斥を求めます。

[副町長 平逸郎君、退場]

○議長（上田健一君） 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに可決しました。

副町長の除斥を解きます。

[副町長 平逸郎君、入場]

○議長（上田健一君） これから同意第3号の質疑を行います。

ここで教育長の除斥を求めます。

[教育長 太田篤洋君、退場]

○議長（上田健一君） 質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第3号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに可決しました。

教育長の除斥を解きます。

[教育長 太田篤洋君、入場]

○議長（上田健一君） これから同意第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに可決しました。

-----○-----

追加日程第4 発議第1号 氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議

○議長（上田健一君） 追加日程第4、発議第1号、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

清田一敏君。

○4番（清田一敏君） 発議第1号、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議を、木下厚町議会議員の賛成をいただきまして、提出をさせていただきます。

氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面をご覧ください。

氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議。

本議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記1、名称、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会。

2、設置の根拠、氷川町議会委員会条例第6条。

3、目的、氷川町における鳥獣による被害状況等鳥獣駆除の現状を調査して、今後の鳥獣被害対策に反映させるため。

4、期間、調査が終了するまで。

次に、理由の説明を行います。

野生鳥獣による農作物被害額は28年度農作物被害調査結果から熊本県全体では減少していますが、八代地域の被害額は1,000万円以上増加しております。

平成28年、氷川町におきましても、3,658万7,000円の被害がっております。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に表れる以上に農業に深刻な影響を与えています。鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられますが、その現状と対策を実施するために、鳥獣駆除特別委員会を設置するものでございます。

以上、決議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

木下厚君。

○2番（木下 厚君） この有害獣の被害は、ちょっと本山、中大野あたり、山間部の人たちから話を聞く聞いているわけでございます。これは大変必要なことだろうと私も思っているところでございますので、議会のご理解得られまして、調査のほうをよろしく願いいたします。

○議長（上田健一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第37 議員派遣の件

○議長（上田健一君） 日程第37、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣すること
にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しま
した。

-----○-----

日程第38 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第38、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出
についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りまし
た調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定し
ました。

-----○-----

日程第39 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第39、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申
し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配り
ました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定し
ました。

-----○-----

日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第40、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出につ

いてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申し出があります。

町長、どうぞ。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をたまわり、全議案につきまして円満にご決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本田監査委員におかれましては、4年間、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。これまでの経験で、いろんなご指導をいただいたところでありまして、本当にありがたく思っているところであります。どうぞ、今後とも大所高所からのご指導をよろしくお願い申し上げます。

本定例会の会期決定につきまして、課題があったようでありますが、議長、副議長、議会運営委員長を中心に十分に協議をされ、善後策を講じられましたことは、誠に賢明であったというふうに感じます。

今回のことを教訓に迷ったときには、立ち止まって考えることが必要ではないかというふうに思っております。このことは、私ども行政運営にも相通ずるものがございます。迷ったときには、一回立ち止まって、みんなで協議をし、そして、良い方向を見つけていく、そういった行政運営をこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

施政方針で述べましたとおり、平成30年度は、熊本地震を教訓とした災害に強いまちづくりとともに、将来の氷川町を展望し、新規に取り組む事業、あるいは継続して取り組む事業、いずれも、その成果を得るために果敢に挑戦をしてまいりたいというふうに思っております。

どうぞ皆様方のさらなるご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後も3月22日に小学校の卒業式、3月24、25日につきましては、氷川まつりを計画されております。また、その他、多数の行事も予定されておりますので、議員各位のご参加と、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

あと、半月あまりで新年度を迎えます。本定例会でいただきました貴重なご意見、提案につきましては、しっかりと受け止め施策の展開に全力で取り組んでまいりますので、今後とも議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、気候不順の折から、どうぞご自愛の上、それぞれお立場でご活躍されますことを念じまして、御礼の言葉とさせていただきます。お世話になりました。

○議長（上田健一君） これで会議を閉じます。

平成30年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 上 田 健 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 俊 孝

平成 年 月 日 氷川町議会議員 三 浦 賢 治